

東大和市耐震改修促進計画（令和3年12月改定）の一部変更について

東大和市耐震改修促進計画の一部について、東大和市空家等対策計画と整合を図るため、次のとおり変更し、その変更は令和5年4月1日から適用する。

・P.31「(1) 木造住宅に対する支援」の変更

変更前

(1) 木造住宅に対する支援

① 耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された在来工法で建築された木造住宅2階建て以下の戸建て住宅で、所有者が自ら利用するために延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅について、耐震診断費用の一部を助成する。

② 耐震改修

市の助成制度を利用して耐震診断を行った結果、総合評点が1.0未満（「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」）と診断された木造住宅について、耐震化を行う場合に、費用の一部を助成する。

変更後

(1) 木造住宅に対する支援

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅を対象に耐震診断、耐震改修及び除却費用の一部を助成する。